# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年12月16日(木)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣

議員 原田 陽子 議員 小泉 周司

議員小池正夫議員石川義光

議員關守議員大和田和男

議員冨山豪議員花島進

議員 寺門 厚 議員 古川 洋一

議員 勝村 晃夫 議員 萩谷 俊行

議員武藤博光議員笹島猛

議 員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 荘一 次 長 横山 明子

次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市 長 先﨑 光 副市長 谷口 克文

教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之

財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士

総務部長 川田 俊昭 市民生活部長 飛田 良則

市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 大曽根香澄

保健福祉部長 平野 敦史 こども課長 加藤 裕一

こども課長補佐 住谷 孝義 健康推進課長 玉川祐美子

土木課長 沢畠 克彦 土木課長補佐 海野 英樹

上水道部長 根本 雅美 水道課長 高塚 佳一

水道課長補佐 矢崎 忠 教育部長 小橋 聡子

学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒

# 会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
  - …委員長報告のとおりとする
- (2) 議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
  - …執行部より説明あり
- (3) 那珂市幼稚園教育スマイルプラン(案) について
  - …執行部より説明あり

- (4) 水道事業における加入分担金の減免について
  - …執行部より説明あり
- (5) 常任委員会委員長報告
  - 教育厚生常任委員会
  - 原子力安全対策常任委員会
  - …委員長報告のとおりとする
- (9)議員派遣について
  - …原田陽子議員、石川義光議員、笹島猛議員に決定
- 議事の経過概要(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

事務局長 皆様、おはようございます。

まず最初に、本日も新型コロナウイルス感染症対策のため、3密回避のために机のところに一応アクリル板を設置しております。また、換気のためドアのほうは開放して実施しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に議長のほうからご挨拶をお願いいたします。

議長おはようございます。

今年も残すところ半月余りとなりました。今定例会も今日、明日の2日間でございます。 今日は、追加議案等が提出されております。慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、ご連絡をいたします。

会議は公開しております。傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビ に放送をしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際、簡潔か つ明瞭にお願いをいたします。携帯電話のお持ちの方、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会をいたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めております。 職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

まず最初に、市長から挨拶をいただきます。

市長おはようございます。

本日は、全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。また、本定例会中は、 連日提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして慎重なるご審議を賜 っておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

寒くなってまいりました。体調管理十分に注意されまして、今後とも議員活動に邁進されますよう、お願い申し上げます。

また、本日の案件で皆様にまたいろいろなことで、特に子育て支援の関係で新たなお願

いをすることになります。ご理解をいただきまして、市のほうとしても一生懸命取り組ん でいきたい、そのように考えております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましても、ご存じのように、市内比較的落ち着いております。市のほうでは年明けますと成人式、出初式、賀詞交歓会等公式行事が続きます。今のところ新型コロナウイルス感染症対策を徹底しまして、開催をしたいという方向で準備を進めておりますので、議員各位におかれましてもご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案1件及び報告案件2件についてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。お願いします。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 議会運営委員会の開催及び経過につきまして、ご報告いたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、議案等の追加について、令和4年第1回定例会会期日程(案)についてであります。

第1回定例会の会期日程(案)は別紙のとおり、3月1日から3月18日までの18日間の日程で開催することを決定いたしました。

また、11月30日に、議会運営委員会を開催いたしました。

議題は、議会サポーター制度の導入について、茨城県市議会議長会令和3年度第2回議員研修会について、その他といたしまして議案説明会について、申合せ内規の追加について、意見書についてであります。

まずは、寺門議員より提案のありました議会サポーター制度についてです。

全員協議会の資料をご覧いただければと思いますけれども、ここに議会運営に関する申 合せ内規の変更についてというのが皆さんのところに行っていると思うんですが、裏面を ご覧ください。12月の全員協議会資料という、皆さん、分かりましたか。

こちらは市民の那珂市議会への参加する機会を増やし、市民の要望や意見などを聞いて、議会運営等に反映させることを目的に18歳以上の市内在住者で年齢別に無作為に抽出された方の中から引き受けてもらった方や公募で申し込まれた方を議会サポーターとして登録をし、議会に対するご意見等をいただく制度の導入について提案がありました。

サポーターの方には、議会を傍聴または録画配信をご覧いただき、ご意見をいただくほか、議員とサポーターの意見交換会への参加、アンケートの回答などをお願いするものです。

委員からは、平日に学生やサラリーマンなどが来られるのか、常任委員会について現在、

インターネットで一般公開していないなど環境の整備がまだ十分でないというところが疑問であるという意見や、現在行っている「議員と語ろう会」をもっと充実させるべきではとの意見がありました。

また、サポーター制度を行っている愛知県岩倉市議会を視察した際の話では、18歳以上の500人に対し、無作為で市民に案内を送ったが、引受けを希望した人は11人であることや、公募も1人しかいなかったとのことでした。さらに、議会運営に関する質問というよりは、議会全体に関する質問が多くなっているということから、制度として意図するものにならないんではという意見がありました。

また、我々議員が地域に足を運んで要望を聞いて、提言をして、地域に報告することが 議員としての在り方だと思うので、もっとそういうことをやり込んでからこのような制度 を考えたほうがいいのではなど意見があり、サポーター制度についてよい制度ではあるが、 まだ導入すべき段階ではないとの意見があったため、導入を見送ることといたしました。

次に、令和4年2月8日に行われます茨城県市議会議長会、令和3年度第2回議員研修 会につきましては、各常任委員会において派遣する議員を決めていただいたかと思います ので、明日の本会議において議員派遣をご承認いただきますようお願いいたします。

次に、定例会開会7日前の全員協議会後に行われている議案説明会につきまして、廃止してもいいのではないかとの声が何名かの議員からあり、議会運営委員会で協議したところ、タブレットの導入に合わせて効率化を図るため、次回、令和4年第1回定例会より廃止することを決定いたしました。

次に、議会運営に関する申合せ内規の変更についてであります。

こちらは、執行部から協議、報告案件は原則として全員協議会で行うことになったこと や全員協議会を、原則として毎月開催することになったため、申合せ内規の一部を変更す ることです。詳細につきましては、この後、事務局から補足説明があります。

最後に、12月1日に、ファクスで送付をいたしました中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書についてでありますが、締切りといたした12月10日までに意見等がありませんでしたので、お送りした案で明日の本会議に議会運営委員会発議として上程いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで事務局から補足説明があります。

次長 私のほうから補足説明をさせていただきます。

本日の資料で議会運営に関する申合せ内規の変更についてというものをご覧いただきたいと思います。

先ほど委員長からありましたように、執行部からの協議報告案件を全員協議会のほうに 移行したことによりまして、申合せ内規に関連する部分を修正するものでございます。 まず、新たに追加する事項といたしまして、会議規則第166条関係の協議または調整を 行うための場というところに全員協議会が位置づけられておりますので、こちらに新たに ①執行部からの協議報告案件は、原則として全員協議会で行うというものと、②全員協議 会は原則として毎月開催するというものを追加いたします。

こちらは令和3年11月より適用しているものでございます。

続いて、削除する項目になります。

申合せ内規の最後のところに、その他の事項という欄がございます。そちらの中に②といたしまして、全員協議会の開催事項は下記のとおりとし、執行部提出議案の審議は行わないというふうになっております。これは議案審議が過去、全員協議会のほうで行われていたときに、それを議会改革の中で委員会のほうに移したときに作った文面でありまして、今回、こちらの(1)から(5)として全員協議会の開催事項がございますが、こちらは先ほどの会議規則の166条の全員協議会の欄のところに、全員協議会の目的として議会運営、市政に関する重要事項等の協議調整を行うというふうになっておりますので、こちらが全て含まれているということで解釈いたしまして、こちらの項目を削除したいと思います。

それと、⑩執行部報告案件の付議方法について。執行部が常任委員会に説明の上、その 内容を常任委員長が全員協議会に説明するという部分でございますが、こちらも全員協議 会の中で議員の皆さん全員で案件を聞くことになりましたので、こちらの文面を廃止する ということで修正をかけたいと思います。

それと、こちらの件とは別に連絡事項として2件ほどございます。

まず、議員派遣に関連いたしまして、例年、横手市議会のほうの友好交流で、2月の雪まつりの時期に合わせて、こちらから議員を派遣していた件ですが、横手の雪まつりのほうは、来年の2月、通常どおり開催をされるということでございますが、那珂市議会と厚木市議会と合わせて交流会を行っていた件につきましては、多くの方を集めてやるというのがまだ心配だということで開催しないという連絡をいただきましたので、議員派遣のほうは行わないということにいたします。

それともう1点、折り返しの議会構成に関してなんですが、本日お配りしました3月の 会期日程の初日のところで、議会構成を行う予定でございます。

常任委員会の決め方に関しましては、今まで地区別に話合いをしていたものを、前回から完全に希望性ということに変更いたしましたので、総務生活、産業建設、教育厚生の3つの常任委員会につきましては、皆さんからどの委員会に所属したいかを希望を聞いて、調整をすることになりますので、大体目安として日程表の最後に書いてある一般質問の通告締切りのあたりで皆さんから希望を取りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長の報告、さらには事務局からの補足説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

- 笹島議員 萩谷委員長、サポーター制度、非常にいい案だと思ったんだけれども、那珂市は市 民に開かれた議会を目指しているということだよね。何でこれ前向きに進めないで、後ろ 向きに進めちゃったの。
- 萩谷議員 先ほど報告したとおりですけれども、全体的に委員の皆さんから時期尚早だと、ざっくり言えば全体的にはそういうことですよね。細かいことは先ほど報告したわけですけれども、全体的にはまだ尚早じゃないかと、時期が。もっと議会が、タブレット導入し、いろいろなことを煮詰めてから導入してもいいんじゃないかという意見が多かったです。
- 笹島議員 それは違うよ。タブレット云々というのは、ある程度ツールで道具だからね。これ はあくまでも目指すんだったら、今でしょうという意味ですよ。今からやっていかなきゃ。 何で時期尚早というのは。10年後、20年後にやるわけ。今やって、積み重ねていくわけで すよ。
- 萩谷議員 笹島議員のお話もご理解できますが、全体的には時期尚早だということです。そう いうことです。
- 笹島議員 そんなことで簡単に片づけちゃだめですよ。時期尚早というのはあり得ないんですよ。今何をやるかと、那珂市議会は開かれた議会を目指すんだったら、今すぐ何をやるかという部分と、先ほどタブレットとかツールで道具なんだから別物なんですよ。それ時期尚早も下手くそもないわけ。やはりそういうことをやっていかなければ、今言った那珂市議会は開かれた議会は目指していけないんですよ、だから。

それは見解の相違かもしれない、私らと。仕方がないけれども、そう決まったんだったらさ。ただ、それだけ一言、言いたかっただけで。

大和田議員 議会運営委員会に入っているんで少し一言あれだったんですけれども、議会運営 委員会の中身では、まだまだ我々も表に出るということが少ないと。これから議員報告会 というか議員と語ろう会というのも開催されていない。また、タブレット導入でオンライン等でも、もしかしたらそういった意見を取り入れる場があるというところで、まず少数 の人を集めて議論をしていくというより、もっともっと我々が足を運んで議論していく場をつくるのが先ではないかというのが時期尚早の意味だったということで。

また、そういったことをしていくことが我々の議員報酬にも関わることなのかなということで議論がありましたので、そういった中の委員長が言う時期尚早だということだと議会運営委員会の中ではまとまった次第でございます。

### 議長ほかに。

寺門議員 私は発案者で提案をしたんですけれども、産業建設委員長、大和田議員のほうから 今、時期尚早、やることがあると。当然やることはやって、今。なおかつ、このサポータ 一、市民の皆さんと一緒に議会をどうしていくんだ、市政をどうしていくんだという話は きちっとやっていかないと、いや、これ5年、10年先待っていて、いや、語ろう会とか、 いろんな常任委員会も今やっています、当然ね。さらにプラスで必要なんですよ。

これこの間、県議会もサポーター、モニター募集しましたけれども、あれは一方通行なんで、モニターだと意見を聴くだけ、またお返しはしますけれども、対話はないんですよね。

今やっぱり求められているのは対話ですよ、いろんなところでやっていくのは。そういう機会を増やしていく必要があるということで、私は今の時期じゃないかなということで提案をさせていただいたんですが、そこだけははっきり申し上げておきます。時期尚早というのは、決して私は今が早いというふうには思っておりませんので、そこは皆さんにもしっかりとお伝えをしておきたいと思います。

以上です。

#### 議長ほかにありますか。

- 花島議員 提案の寺門議員にお伺いしたいんですが、サポーターで具体的には何をしてもらうんでしょうか。
- 寺門議員 議会運営に対する、まずは意見提案ですね。もちろん市政に対しても当然対話ということでやってきますんで、それも併せてお聞きしながら進めるということですね。

ですから、今、対話というのは議員と語ろう会だけ、あと常任委員会も意見の交換の場はありますけれども、さらに増やしていきたいと、対話の場をという目的です。

花島議員 今のお話だと議会の運営の方法についてが主なような感じがするんですよね。市民 の関心があるのはどっちかといったら政策とか、実際に何が行われるか、行われようとし ているかということかと思うんです。

だから、そうすると無作為にしろ、抽出して何か意見を聞くというのと、全般的に自分たちの政治活動の中でいろんな人の意見を聞くというのと、重みが何かどうなのかなと。 先ほど、時期尚早という話がありましたが、それと比較しての意味ではないですけれども、何かむしろ積極的に自分たちで市民の意見を聞いたり、あるいはこちらが議員としてこう考えているんだけれども、どう思うかというのは大事かなと思っていまして、時期尚早の意見の中にはそういうのは先立ってという意見は多分あったと思うんですが、それは別としても一方でサポーター制度をやるとその事務的な負担も出てきますよね。だから、そのことも考えてどうなのかなと、ちょっと私には分からなくて質問しました。

寺門議員 事務的な負担はもちろん我々議員でやるという部分が出てきますんで、これは議会 事務局だけじゃなくて。もちろんそれは事務局の負担、お手伝いというのもありますけれ ども。要は、対話の場を広く持ちたいということですよね。

今やっていることはさらにやっていきますし、当然。全然やらないということではないので、モニター制度、サポーター制度に変えるということではありませんので。だから、その辺は負担も我々でやっていくんで、どうやって効率化でやっていけるかというところは、これから話をしながらというところになりますというふうにですね。

議長ほかにありますか。

古川議員 私もいい制度だなというふうに、これは思っております。

議会運営委員会で、委員長からも今ご説明ありましたけれども、視察に行ったときに私 も同行させていただいておりまして、いい制度だなと。

ただ、何ていうんですか、100%いいんじゃないかとは思えないんですね。確かにどういう方が集まってくるのかというそういう心配もあるし、単なる陳情の場というか、そういう意見を、クレーム的なものの場になってしまうのもちょっと困りものなので、その辺についてはちょっと100%賛成というわけにはいかないんですが、いずれにしても寺門議員がおっしゃっているように、そういう議員としてどんどん市民のところに出ていく、議員と語る会、そういうのをやった上で、さらにこういうものが必要だろうというようなご提案だと思っていますんで、ああ、いいなというふうに思っていたんですけれども、それが何か時期尚早ということで駄目になったということなんですが。

私もやはり思うのは、時期尚早であるならば、こういうことをやっていきましょうよと。だから、このサポーター制度はちょっと先送りしませんかというんだったら分かるんですけれども、これから、表に出ていくというのはどういうことをするのか、議会報告会、議員と語ろう会だけをやるのか、その辺が示されないでこれだけを時期尚早と言い切ってしまうのは、ちょっとどうかなという気がいたしました。

以上です。

議長いろいろ議論はあるかと思います。ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですけれども、今後の一つの議会運営、これに関しまして、さらに検討をして いくと。当面、今回の件は議会運営委員会で決定したことでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、この件につきましては、委員長報告のとおり決定をさせていただきます。 ここで暫時休憩をいたします。

入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時25分)

再開(午前10時26分)

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

それでは、執行部から説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いい たします。

それでは、追加の議案書の表紙の次の議案一覧をおめくり願います。

議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。 第1条になります。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,895万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億5,506万2,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、四中学区コミュニティセンター整備事業900万円。

4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

図面用複写機リース、令和3年度から令和8年度まで251万5,000円、ひまわり幼稚園給 食提供業務、令和3年度から令和6年度まで1,084万2,000円。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金8億2,303万4,000円。3目衛 生費国庫補助金180万円。

18款寄付金、1項寄付金、2目ふるさとづくり寄付金4,000万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,412万3,000円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費2,000万円。こちらはふるさと寄付金、ふるさとの便り事業において、ふるさとづくり寄附金の見込み増に伴い、返礼品に係る経費を増額するものです。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 8 億6,306万4,000円。こちらは子育て世帯への臨時特別給付金事業において、国による児童手当受給者及び高校生の保護者に対する1人10万円の現金給付、また市独自の支援として国の給付対象外である子育て世帯への1人10万円の現金給付に係る経費を計上するものです。

8ページをお願いいたします。

中段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費330万円。主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業においてワクチン保管に係る備品購入費を増額するものです。

7款土木費、1項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費103万円。

9ページをお願いいたします。

下段になります。 9 款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費156万3,000

円。こちらは給食センター運営事業において9月の学校の臨時休校による給食の休止に係る負担金を計上するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、事務局から説明があります。

事務局長 私のほうからよろしいでしょうか。

今回、補正予算の中に国会やテレビ、新聞報道、マスコミ等などで大きな話題になって おります子育ての臨時給付金の事業がございますので、今回、特別に保健福祉部よりその 概要につきまして一応説明をいただいてから質疑のほうをお願いしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

こども課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから7ページの子育て世帯への臨時特別給付金事業と子育て臨時応援給付金事業についてご説明をさせていただきます。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。こちらは国の制度でございます。11月19日閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策においてゼロ歳から高校3年生までのお子さんがいる世帯に対し、給付金を支給するものでございます。

本給付金は、児童手当制度に基づきまして行うものでございますが、児童手当には所得制限、限度額がございますので、それを上回っている場合は、今回の支給の対象となりません。

それから、昨日12月15日、国からの通知が来まして、まずクーポン券5万円分を現金に して給付してもいいというような通知がまいりました。

パターンが3つありまして、1回目、5万円の現金、2回目はクーポンでやる場合はクーポン。もう一つのパターンは、1回目、現金5万円、2回目現金5万円の組合せ。もう一つは、10万円の現金を一括で給付することも可能ということが通知されました。

それから、国の補正予算前に自治体が給付を行った場合でも給付対象者等が適切である 限り、事後に自治体に補助金を交付するということが明記されております。

これらのことから市としましては、クーポン券分の5万円分は現金支給としまして、さきの現金5万円と合わせて10万円の現金一括給付とさせていただきます。

支給時期は、年内12月23日を予定してございます。こちらは、現に9月分の児童手当の給付対象となっている方、約5,500人分でございますが、こちらは12月23日に支給をする予定でございます。

それ以外の高校生世帯がございますが、そちらは申請をしていただくことになりますので、そちらは年明け以降、最短で1月中旬頃からの支給を考えております。

それから、本給付金は、先ほど申しました保護者の令和2年中の所得が児童手当の所得制限以上である場合、支給の対象外となっておりますので、市としましては市の独自事業としまして子育て臨時応援給付金事業を行いまして、そちらの対象外となる方にも現金一

括10万円を支給するものでございます。そちらは国の対象外になる方、約400人ございま すのでそちらの分でございます。

こちらは支給時期は、年明け以降になる予定でございます。こちらも早ければ1月中旬からの支給をさせていただきたいと思います。

概要ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長説明が終わりました。

何かお尋ねしたいことはございますか。

- 大和田議員 大変すばらしいスピーディーな英断ということで、大変ありがとうございます。 ちょっと聞きたいこと1つなんですけれども、もう5万円で給付するという通知は出し ているんですよね。その後、どういった形で通知していくのかというのを聞きたいんです けれども。
- こども課長 議員のおっしゃるとおりでございます。実は、先行で5万円の現金給付分につきましては、12月8日付で年内12月23日に5万円を給付すると通知を差し上げておりますので、そちらの方につきましては、再度23日に10万円の給付をするという通知を再度送付いたします。今、準備しておりまして、通知予定は、明日中に発送をする予定になってございます。

以上です。

議長ほかにありますか。

- 寺門議員 9月の児童給付金ですかね、対象の方は自動的に支払いますよということなんでしょうけれども、リストに載っていない新生児の方、これも対象に、たしかなるというふうにお聞きしているんですが、これ金額10万円でいいのか、支払われるのかということと、新生児ですから、多分年度内対象になると思うんですが、手続等についてはどういうふうにされるんでしょうか、案内と。その辺はいかがですか。
- こども課長 新生児につきましては、来年3月31日までにお生まれになった新生児も対象になってございます。こちらの新生児の方につきましては、児童手当とか出生届を市に提出することになると思いますので、そのときに一緒にその申請書を記入していただくということになると思います。その方は3月31日までのお生まれの方なので、申請次第随時という支給になると思われます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(なし)

議長なければ、質疑を終結をいたします。

追加議案の説明については、以上でございます。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時までとな

っておりますので、ご承知願います。

暫時休憩をいたします。

入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時40分)

再開(午前10時41分)

議長 再開をいたします。

続きまして、那珂市幼稚園教育スマイルプラン (案) について執行部から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。よろしくお願いします。ほか3名が出席して おります。

着座にて失礼します。

資料は1ページからになります。

計画書本体のほうも添付させていただいておりますが、説明につきましては、1ページ から6ページまでの概要に沿って進めてまいります。

それでは、那珂市幼稚園教育スマイルプラン(案)についてご説明いたします。

平成24年3月に策定した那珂市幼稚園教育振興計画が今年度で終了になることから、令和4年度からの次期計画について策定を進めてまいりましたが、案がまとまりましたので、概要についてご報告するものです。

まず、策定の体制です。那珂市立幼稚園対策協議会において策定を進めてまいりました。計画の概要です。

構成は5章編成で、幼稚園教育推進計画と幼稚園運営方針の2本柱となっております。 これらを総合した計画として、幼稚園教育スマイルプランとしております。

それでは、第1章からの概要を説明いたします。

なお、資料のほうには括弧書きで計画書のページを記載しております。詳細につきましては、そちらでご確認いただければと思います。

第1章、序論です。

計画の背景としまして、国・県においては、子ども・子育て支援法により幼児教育施設 に求められる役割が多様化しております。

その一方で、本市におきましては、ひまわり幼稚園が唯一の公立幼稚園として新たな位置づけや役割が求められております。

2、計画策定の目的です。

ひまわり幼稚園における幼児教育推進の基本方針、併せて将来の運営上の基本的方針を 明らかにすることを目的としております。

3、計画の位置づけです。

上位計画との整合を図るほか、SDGsの4つの視点を踏まえております。

4、計画の期間です。

令和4年度からの10年間ですが、必要に応じて見直しを行ってまいります。 次のページになります。

第2章、現状と課題です。大きく3つの視点で現状と課題を整理しております。

1つ目の視点は、1、前計画における取組です。前計画では、(1)小学校教育の連携から(7)幼稚園の再編まで7つの施策を掲げております。施策ごとに取り組んできた内容を整理し、さらに計画期間中には再編方針により、ひまわり幼稚園が開園したことから、(8)ひまわり幼稚園における特色ある取組を記載しております。

これらの現状を基に (9) 前計画及びひまわり幼稚園の取組から見る課題として 4 点掲げてございます。① 1 園化による影響と求められる役割。②保幼小の連携強化。③特別支援教育への対応。最後④社会変化を踏まえた保護者支援の充実です。

2つ目の視点は、2、統計から見る本市の状況です。各種の統計データより、今後、幼稚園の園児数が減少する一方で、就業する女性と特別に配慮が必要な幼児が増加することが想定されます。

本市の状況から見る課題として3点掲げました。①園児数の確保、②保育需要への対応、 ③特別支援教育の充実です。

3ページになります。

最後3つ目の視点は、3、アンケート調査結果です。ひまわり幼稚園の保護者も含めた 1,701名の子育て世帯へのアンケートによる回答になります。

調査結果からは、幼稚園を希望する保護者は一定数いるものの、多くは4歳になるまでに入園を希望していること。ひまわり幼稚園の保護者も3歳児保育を要望していること。 また、施設を選ぶ際には、給食などの運営面も重要ですが、保育や教育の内容も同じように重視していることなどが分かりました。

アンケートから見る課題としまして4点掲げてございます。

① 3歳児保育の検討、②運営面の充実、③教育内容の充実、④教職員の資質能力の向上です

以上のとおり、3つの視点から明確になった課題を踏まえ、この後の第3章と第4章に おきまして、ひまわり幼稚園における教育と運営の基本的な方針を示しております。

まず、第3章、幼稚園教育推進計画です。ひまわり幼稚園の教育の方針を示したものになります。

- 1、基本理念としまして、育成を目指す子供の姿を「未来に向かう なかっこ」としま した。この基本理念を実現するために、2、基本方針として5つの方針を定めております。 4ページになります。
  - 3、基本施策です。5つの基本方針ごとに基本施策と具体的な取組を掲げております。
  - (1) 体系図は、基本理念の目指す姿から基本施策までを体系的に図で示したものとな

っております。

(2) 施策の展開です。5つの基本方針ごとに、合計で17の基本施策を掲げております。 それぞれの基本施策には、さらに具体的な取組を掲げておりますが、時間の都合上、主要 なもののみ申し上げます。

基本方針1、教育内容の充実では、基本施策①遊びと生活の充実を掲げ、教育要領に基づく保育の展開を実践してまいります。

基本方針2の教職員の資質能力の向上では、基本施策②園外研修の活用によりまして専 門性の向上を目指します。

基本方針3、保幼小中連携の推進では、基本施策①幼児教育と小学校教育の相互理解を 進めてまいります。

基本方針4、センター的機能の充実では、基本施策②センター的機能を生かし、市内の 幼児教育施設との合同研修会や情報交換会の実施などを行ってまいります。

基本方針5、誰もが安心して活動できる環境づくりでは、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、基本施策④予測不能な時代に適応した教育機会の確保のため、ICTよる発信を進めてまいります。

第3章は以上になります。

5ページをお願いいたします。

第4章、那珂市立ひまわり幼稚園運営方針です。

第2章で明らかになった保護者のニーズと課題を踏まえまして、将来における運営方針の考え方を提示したものになっております。

- 1、適正な園児数の確保におきましては、情報発信を強化し、公開保育等様々な機会を 捉えてひまわり幼稚園の教育について周知を図ってまいります。
- 2、保護者へのニーズへの対応につきましては、ニーズの把握に努めながら適時対応を 検討してまいります。
- 3、待機児童解消のための対応では、将来的な認定こども園への移行も視野に入れてまいります。この2番と3番につきましては、対応を検討していく際には、保健福祉部をはじめとする市長部局や民間の幼児教育施設と調整しながら丁寧に進めていく必要があるというふうに考えております。

最後、第5章、計画の推進になります。

- 1、推進体制としまして、那珂市保幼小中連携協議会において進行管理を行ってまいります。
- 2、成果目標につきましては、5つの基本方針ごとに令和13年度を目標年度、令和8年度を中間目標としまして、幼稚園における保護者アンケートや保幼小中連携協議会でのアンケートなどによる今年度の現状値を基に設定をいたしました。

目標値の設定方法につきましては、計画書本体のほうに記載してございますので、ご確

認いただきたいと思います。

最後に、今後の予定でございます。

6ページの下のほうになります。

12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しまして、その後、関係機関における報告、議決を経まして、3月中に公表する予定でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部からの説明が終わりました。

確認したいことはありますか。

- 古川議員 確認なんですけれども、この那珂市幼稚園教育スマイルプランというのは、那珂市内にある公立、いわゆる那珂市立、プラス民間の幼児教育施設、民間の幼稚園も含めた那珂市内の幼稚園の基本プランということでよろしいんですか。それとも、ひまわり幼稚園だけのプランですか。そこだけ確認です。
- 学校教育課長 こちらのプランそのものにつきましては、公立幼稚園の今後の対応、その中に は連携すべき市内の幼児教育施設というものも出てまいりますが、基本は公立の幼稚園の 目指すべきプランということでございます。

以上です。

古川議員 分かりました。

計画策定の体制として、その幼稚園対策協議会というのがあって、委員が8名いらっしゃって、私立幼稚園の代表が3名かな、いらっしゃいますよね。その方々がひまわり幼稚園のプランの策定に関わるというのは、どういう理由なんでしたっけ。

学校教育課長 公立幼稚園、ひまわり幼稚園、唯一の公立幼稚園としまして、市内の幼児教育施設との連携、こういった取組も今後目指すところでございますので、民間の私立幼稚園の代表の方にもそういったことの共有、あるいはこのプランへの盛り込みなども検討をいただくということで委員のほうに入っていただいております。

以上です。

古川議員 分かりました。

そうしますと、基本的にはひまわり幼稚園のプランなんだけれども、時には私立の幼稚園にお願いというか、連携をしていただくこともあるし、逆に言えば私立のほうからお願いされることもある、そういったことも含めて、何ていうんですか、これからひまわり幼稚園の今後を考えていかなきゃいけないので、委員に加わっていただいているということでする。だから、全く関係ないということではないということですよね。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

議長ほかにありますか。

小池議員 これが前回は平成24年3月に策定されていると。今回、また10年で見直しになって いると思うんですけれども、前回と今回では大きく策定の内容が、プランが変わったとい

うところはおありになるんでしょうか。

学校教育課長 中身につきまして、今後の取組などは前計画では詳細なところまでは盛り込んでいなかったと、比較的粗い計画になっておりましたが、今回の計画におきましては、向こう10年間で取り組むべきものについて考えられるものは網羅して盛り込んだというようなところでございます。

以上です。

- 小池議員 あともう一つなんですが、統計から見る本市の状況というところで、乳幼児の減少と就業する女性の増加による幼稚園児の減少と。これは働く女性が多くなるということで、 保育園に預けてしまうということで減少するということを見ているんでしょうか。
- 学校教育課長 ご指摘のとおり働く女性が増えているということで保育園の需要のほうが増え ている状況になっております。併せて、少子化という部分も園児数の減少に影響はしてい るところというふうに考えてございます。

以上です。

小池議員 分かりました。

議長ほかに。

寺門議員 24ページになるんですけれども、アンケート調査結果から見る課題ということで、 3歳児保育が4割希望がありますよということで、3歳児保育の実施要件とする必要があ るという課題を、これ認識をされているんですけれども、実際の今度の計画の中には、こ れもう前々から言われていると思うんですよね。その課題を認識しておきながら、何で取 り入れないのか。

先ほど、民営圧迫的な発言もありましたけれども、今後、少子化がどんどん進んでいく中で新生児が今400名はたしか割っていますよね。ということになると、保育あるいは幼稚園教育の取り合いみたいな形になってくるのではないかなというふうになりますよね。今2年保育しかやっていないんですけれども、要望がありながら応えていかないというのはどういうことなんですか。それ、ちょっと理解できないんですけれども。後ほど検討しますというふうには書いていますけれども、検討するは前々から言われているんで、既に何らかの手を打たなきゃいけないと思うんですけれども、その点はどういう視点を考えているんですか、お聞きします。

学校教育課長 ひまわり幼稚園を統合、1つの幼稚園にするという際に、民間の私立幼稚園の 代表の方とか、同じようにやはり協議の場を設けた中で民間で3歳児のほうを受け入れて いるという受け皿があるということを念頭にしまして、ひまわり幼稚園は2年保育という ようなところで進めてきたという経緯がございまして、オープンのときには2年保育で始 まっているというのが今の現状になっております。

一方、園児数の減少ということで、ひまわり幼稚園もオープンのときからは園児数が減っているという現状がございますので、そこは今後、3歳児保育も公立幼稚園でも取り入

れていかなければならないという認識は持ってございますが、その際にはやはり私立幼稚園との調整なども丁寧に行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

寺門議員 事情は分かります。ただ、あとは保護者の方がどういう方針、教育方針のある、保護者が望むその教育方針の幼稚園に、あるいは保育園に入れるということになるんだろうと思うんですけれども、そうなると今後も2年でやっていくということになるわけですよね。検討はするというふうにはおっしゃっていますけれども。

そうすると、その施設等の問題もありますし、あとはもう一つ進めた形で認定こども園という考え方も、これたしか公立が1つになるときにそういう話も、要望もたしか多かったと思いますよね。今後も働くお母さん方が増えていくとなると、そちらのありようもきちんと検討をして、示していただきたいなと考え方を、というふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

学校教育課長 認定こども園につきましては、こちらのプランの中でも今後の待機児童の状況 とかを踏まえ、市長部局の保健福祉部との協議を重ねていく必要があるというふうに認識 しております。現在のところ、すぐにそちらの方向に行くというようなところまでは決まっていないという段階でございます。

以上です。

寺門議員 分かりました。検討するということで理解はいたしました。

もう一点、計画の推進で成果目標を決められておりますけれども、まず第1のその教育内容の充実で、子供が幼稚園に行くことを楽しみにしていると回答した保護者の割合、令和3年度73.3%、令和8年度83%、令和13年度93%ということで、これというのは例えば令和13年度で200名いるとすると、かなりの方が14人ですよね。楽しみにしていないという回答結果になるんで、そういう子供たちがいるということ自体がそもそも私は考えられません。行くんであれば楽しくいくんですよという、そういうきちっとした目標があるんですから、やはり目標数値もこれ5年後も100%にしないとまずいんじゃないですか。5年後でも17%の方が納得していませんという結果になりますよ。そんな教育おかしいですよね。

最初から教育というのは、子供さん、みんな満足していただけるものですから、よくその辺は考えていただかないと、これだと 100%はあり得ませんけれども、やはりきちんと自信を持ってひまわり幼稚園は楽しいところなんですよというのは、初めから訴えていかないとまずいですよ。

これは数値、目標の話だけの話だけなんですけれども、これは基本方針のほうも一緒です。先生は一人一人の子供を大切にしていると思うと回答した保護者の割合、これも今89.5%ですけれども、令和13年度98%、この辺は上がるにしても、もう5年後待たずにやはりこれも100%を目標にしていかないと、こんな評価目標というのはないと思いますよ、

私。いくら定性的な評価項目にアンケートを取るにしましても。保護者の方が怒っちゃいますよ、これ、こんな小さい方針掲げたら、目標。いかがですか。目標設定基準100%で組みましょうよ。

学校教育課長 基本方針1のところ、楽しみにしている子供の割合というところで、今年度はこのアンケートを取ったタイミングがこの10月に取ったんですけれども、9月には新型コロナウイルス感染症による休園などがございまして、その休園明け直後というタイミングということもございました。

こちらひまわり幼稚園のほうで例年この項目についてはアンケートを取っておりますが、前年度は90%を超えていたというようなところがございましたが、今年度の現状値がこういった数値というようなところでしたので、目標設定としましては、この今年度のをベースにして設定させていただいたというところがございますので、新型コロナウイルス感染症の影響がなく通常の運営ができるというような状態であればもう少し高くはなるのかなというふうには考えているところです。

以上です。

寺門議員 新型コロナウイルス感染症があったからという理由は、やはりそれは私はおかしいと思います。やはり楽しいところなんですから、幼稚園も保育園も。それを新型コロナウイルス感染症があったから楽しくないなんて、ちょっと私は納得できないですね、その考え方は。やはりいつもパーフェクトで迎えましょうよ、子供さんたちを。それは答弁で言うことじゃないと思いますよ。

終わります。

議長ほかにありますか。

花島議員 スマイルプランに、25ページに目指す姿というのが書いてありますよね。これいろいるあるんですけれども、何ていうのかな、花の格好しているんで総花、いろいろなことを全部書き過ぎているかなという気がします。もちろんそういう各項目は大事だと思うんだけれども、何か理念というか、もうちょっと何かみたいなと思います。

実際は、今、寺門議員の意見がありましたけれども、私自身は今の幼稚園ともう70年近く前の幼稚園とでは違うでしょうけれども、私1年間幼稚園に行きました。嫌で嫌でしようがなかったです。唯一の楽しみは、この寒い季節に弁当だったんですけれども、ストーブの周りにみんなで置いて、それを食べるのが一番の楽しみだったんです。

だからといって、幼稚園教育が駄目だったと思っているわけではないんです。今から思うとやられる遊びが、例えば踊り、ダンスだとか、それからどっちかというと、何ていうんですかね、人に見せる何かをすることとか、あるいは女の子的という感じの遊びが多くて、ちょっと私に全然向かなかったと思います。小学校に上がったとき、ほっとしました。ほっとしても、小学校でもやっぱり同じ要素がちょこっと入ってくると、嫌だなと思いながらいたんです。

だから、子供はいろいろな子供がいて、親もいろいろな親がいるので 100%目指すというのはいいんですが、それは無理ですよね。だから、これから未来に生きていく子供たちに何が必要か、特に幼児期に何が必要かということを考えてプランニングしていただきたいと思っています。そういう意味では、ここにあるいくつも項目ある目指す姿は未来に向かうなかっこの中で、その年齢にもよるんですけれども、この段階ではこういうのが必要だというものをある程度意識したプランニングをしていただきたいと思います。

以上です。

#### 議長ほかに。

小泉議員 今の時代において、10年というのは率直にこの期間が長いかなというのは正直に思います。特に前回も無償化で公立と私立の差がなくなりましたけれども、やっぱりそういったことを今環境の変化というのがすごく早いので、そこに対応するのにこの10年というのはやはりちょっと長いかなというふうに思いますけれども、記載のとおり必要に応じて柔軟に見直しということですから、ぜひこの柔軟に見直しというところをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、例えば先生の教育研修だったりとか、10年かけてしっかりやっていく部分と、3歳児保育みたいにやはり保護者からの要望があって、早急に取り組まなきゃいけないということはあると思いますんで、そのあたり、しっかりとめり張りをつけて長期で取り組むべきものと、短期である程度結果を出して園児確保を努めていくものというようなものを、しっかりとそのあたりを分けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長ほかにありますか。

(なし)

議長なければ、質疑を終結をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

入替えは速やかにお願いをいたします。

休憩(午前11時10分)

再開(午前11時11分)

議長 再開をいたします。

続きまして、水道事業における加入分担金の減免について水道課長から説明を求めます。 水道課長 水道課長の高塚です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

全員協議会資料の最後のページになります。

それでは、水道事業における加入分担金の減免についてご説明いたします。

1、概要についてですが、茨城県の水道普及率は、令和元年度末94.9%と年々向上しているものの、全国平均98.1%に比べると、なお低い状況にあることから、茨城県において

水道に加入するための必要な経費の一部を助成する茨城県水道普及促進支援事業が制定されました。

本市における水道普及率は、国・県を上回っているものの、さらなる普及率向上による 水道事業の健全な経営のため、県の支援事業制度を活用し、井戸水からの転換者や新規加 入者に対して加入分担金の一部を減免いたします。

2、内容でございます。

減免の対象者につきましては、新規に生活用水の用に供することを目的とし、水道に加入申込みをするものとします。

減免額ですが、県で1件につき3万円補助されることから、同額の1件につき3万円と します。

3、実施期間は、令和4年4月1日から茨城県水道普及促進支援事業が終了する令和8年3月31日までの4年間とします。

本市の状況ですが、水道普及率は令和2年度末で98.6%であります。井戸水利用者等による未加入世帯は約300世帯あると思われます。新規加入者の見込み件数は、令和3年度で270件を見込んでおります。

減免に対する補塡財源としては、茨城県水道普及促進支援事業補助金を充当し、県補助金は810万円を見込んでおります。

最後に、今後のスケジュールですが、令和4年2月上旬に市のホームページ、「広報なか」にて広報などを行っていきます。また、那珂市指定給水装置工事事業者へ通知なども行っていきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

議長 これより質疑を行います。

何かお尋ねしたいことございますか。

花島議員 1つお尋ねします。

今のお話だと、どちらかというと井戸水からの転換で生活用水を主に供することを目的として水道に加入するという方の話なんですが、2番、内容の(1)の減免の対象者というのは、この文脈を見ますと、新規に生活用水の用に供することを目的としてと書いてあるので、例えば新しく家を建てて水道に加入する場合でも入りますよね。そういう解釈でよろしいんでしょうか。

水道課長 県のほうでも新規に住宅を建てる方も安心安全な水を利用していただくということ から、普及率の向上に資するということで対象となります。よろしくお願いします。 以上です。

寺門議員 今、新規は井戸水の方も含めてということでしたけれども、これ井戸水利用者への ご案内というのは、ホームページ等を使ってということなんですが、直接文書でというご 案内は考えていないですか。 水道課長 お答えいたします。

下水道で井戸水だけの方で料金を頂いている方もおりますんで、そういう方には下水道 使用料の通知と一緒に入れて送っていきたいなとは考えております。

以上です。

寺門議員 もう一つ、井戸水利用の方は、たしか水道への切替えのときに水道管を引く際に中継点がいずれも何か遠いところでぽつんと残っちゃったということもお聞きをしていまして、そうすると実際私道を水道管引いてくるのに約1メーター、1万円ぐらいするんですけれども、100メーターとか200メーターとか引いてきて、その場合は個人負担ですよね、工事費用は。ですから、そうすると100万円、200万円すぐかかちゃって、合わせて加入分担金も13立米だと14万3,000円でしたかね、払わなくちゃならないということになるんで、その工事費の負担もいくらかでも軽減をしていただきたいんですけれども、その辺は考えていらっしゃいませんか。

# 水道課長 お答えいたします。

井戸水加入者を促進する中で、そういう道路の前に水道管が入っていないというところに関しては、その場所場所にはありますけれども、できる限りの範囲内で相談しながら給水を取っていただけるような形でやっていきたいとは考えてはおります。

以上です。

- 寺門議員 ぜひ負担の軽減も十分検討いただきたいと思いますんでよろしくお願いします。 以上です。
- 古川議員 今現在、未加入世帯が約300世帯あるわけですよね。それで、令和3年度の見込み件数が270件ということなので、今年度中にはほぼ30世帯ぐらいしか未加入世帯がなくなるという意味ですか。

### 水道課長 お答えいたします。

270件というのは、新規に住宅を建てる方も含めての件数であります。その中で年間に 五、六件の井戸水の転換者も実績はあると思いますんで、その辺も含めて普及はしていき たいと思っています。

## 古川議員 分かりました。

先ほどこちらでお話があったように、新規に家を建てる方はほぼほぼ100%入るんでしょう。ということで今お話があったように300世帯のうち五、六世帯ぐらいしか見込めないということですよね、だと思います。3万円もらえるから工事費かけてやる必要がないという方ばっかりなわけでしょう。井戸水があるから十分だよという方が多いわけですよね。

だから、3万円出すことがどうのこうので駄目だということじゃなくて、それでも年間 五、六件ぐらいしか解消していかないんだなという話です。

以上、答弁は結構です。

議長ほかに。

(なし)

議長なければ、質疑を終結をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時30分といたします。

休憩(午前11時19分)

再開(午前11時30分)

議長再開いたします。

続きまして、常任委員会の委員長報告を行います。

まず最初に、教育厚生常任委員会、冨山委員長から報告を願います。

冨山議員 教育厚生常任委員会より調査事項についてご報告いたします。

当委員会では、GIGAスクール構想をテーマに市内小中学校にタブレット端末が導入 され、運用が少しずつ始まっていた7月と、国の緊急事態宣言を受けてのオンライン授業 となった9月に、市内の教育現場に実際に足を運びました。

さらに、11月に、市教育委員会より教育現場でのタブレット端末の活用状況や緊急事態 宣言下でのオンライン授業に対する児童生徒、教員、保護者へのアンケート結果報告を受 け、1人1台タブレット端末を活用した子供たちの学習環境について調査を行いました。

視察時期は、タブレットが導入されて数か月ほどでしたが、子供たちがタブレットや電子黒板を多様に使いながらより能動的で共同的な学習や校内行事に取り組むスタイルを目の当たりにすることができました。また、タブレット端末を配布したことにより、学校が新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校、オンライン授業となった際にも子供たちの学びを止めることなく学習できる環境を保障することができました。いずれの視察先でも子供たちが積極的にタブレット端末を使用し、授業に取り組む姿に触れることができました。

その一方で、児童生徒の身体面、情報モラル面、教職員への負担など見えてきた多くの課題もあります。

これらのことを踏まえ、当委員会では、お手元に配布いたしました要望書のとおり、執行部に対する要望事項をまとめ、執行部に提出し、これをもちましてGIGAスクール構想についての調査を完了することといたします。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 冨山委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

笹島議員 これGIGAスクール構想というのは、具体的にどういうあれですか。

国山議員 多分ご存じだと思ったんですが、1人1台タブレット端末を導入する教育現場において。本来は、もっと遅い開始なわけだったんですが、今回、新型コロナウイルス感染症

の影響を受けまして前倒しに始まった全国一斉国が行う事業であります。

議長ほかにありますか。

(なし)

議長なければ、質疑を終結をいたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長から報告を願います。

武藤議員 12月10日の原子力安全対策常任委員会での協議内容について、ご報告いたします。

各種団体と過去4回、7月1日、那珂市商工会、7月6日、市内農業者団体、10月22日、 那珂市PTA連絡協議会、10月27日、那珂市障がい者団体の皆様と懇談会を行いました。 内容は、東海第二発電所の再稼働についてになっております。

団体の皆様から、再稼働や避難計画について様々な意見が出されております。内容は、 お手元に配布して、報告書がございます。そのとおりでございます。今後の皆様のご判断 の参考にしていただければ幸いと存じます。

4回の懇談会を通して原子力についてあまり考えて来なかった方が多く、また事故時の 避難について配布済みの避難ガイドマップへの認識が薄いように感じております。

今後は、市民の皆様から再稼働への意見を聞くだけでなく、原発問題や事故等の避難に おいて、広く市民に考えていただく機会を市執行部及び議会で進める必要があると、感じ ております。

なお、懇談会は非公開で行っておりますので、取扱注意の会議録となっておりますので、 よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 委員長から報告が終わりました。

確認したいことはありますか。

古川議員 この諸団体との懇談会の報告書ですけれども、私は常任委員会の委員でありますが、 ちょっとこの報告書についてちょっと異議がありますので、その経緯をお伝えしておきた いと思います。

私は、この報告書の一番最後、最後2ページ目の5番の今後の活動への提案というところで、大きく分けて2つの文書が大きく分けてあると思います。前半の部分の、「今後、広く市民に考えてもらえる活動を市執行部及び議会で進める必要がある」というのは、委員会の中でも議論して、これがまとめでしょうというようなお話をして、それを追加するということでご了解をいただきましたが、そのつくったものを皆さんのところ、委員の皆さんにファクスしますので、また意見があれば言ってくださいということでありました。

最後の最後になって、その後の懇談会の中でという以降、この点については委員会の中では議論はしておりません。確かに、前段の再稼働の賛否には、避難体制、安全性、エネルギー確保など前提条件が関わるものが多かったと、これは確かでございます。だから、ここまではよしとしても、その後ですね、問題は。「市議会としては、検討議論をさらに

深め、早めに議会としての考えをつくっていくべきと認識した」ということですが、これについては、委員会では議論はしておりません。こういうのを載せたらいいだろうということも言っておりません。特にその問題なのは、その早めに議会としての考えをつくっていけるというふうになっておりますが、この早めにというところは、いつのことを言っているのか分かりませんでしたけれども、これをこの文章は議論をしていないんだから、していないんだから削除してほしいということで意見を事務局のほうにお伝えしまして、それを委員長のほうに伝えていただいたと思うんですが、その後、委員長から電話がありまして、多数決で4対2で、この文章を入れるということが決定をしましたという電話がありました。

私は多数決を採ることなのか、多数決は議論した後に、意見をまとめるために最終手段として多数決を採るのはいいと思いますが、私がそれは必要ないんじゃないかということをほかの委員の方にどのようにご説明されて、4対2という多数決を採ったのか分かりませんけれども、いずれにしても議論もしていないし、早めに考えをつくっていくなんていうのは、どこでも委員会の中では決定しておりません。

逆に私のほうからいつまでにどういう着地点、つまり丸かバツかという結論を出すのか、それともこういう賛成意見がありました、こういう反対意見がありましたということで両論併記で、例えば市長なら市長にその報告書を出すとか、そういうのを決めていったほうがいいんじゃないですかということで、今年の1月に提案をしましたところ、委員長が4月以降に、じゃ、その話をしましょうと。議長のほうからも常任委員会のほうである程度の考えは出してくれということを言われましたので、そういう話もするのかなと、していただきたいなと思っておりましたが、結局はその話は議論はされませんでした。

されていないのに、この早めに議会としての考えをつくっていくべきと認識したというのは、これはつくった方なのか、委員長なのか分かりませんけれども、その個人的な考えでありますから、そういうことが多数決で議論をしていないのに決定してしまうということに対して私は異議を感じます。

それから、その早めにということを委員長は、別に古川議員、明日、あさって決めろということじゃないんだよと。12月の原発の工事、工事が12月に終わるからそれまでにという意味なんだよということで、12月末までという考えがあることを明言されました。その12月末までに決めるなんていうことは、常任委員会の中では話し合ってもいませんし、一部そういう声があったことは事実ですけれども、そうですね、それで行きましょうということもされておりません。そこに個人的な考えを持って多数決でもって決まったという、この文書を入れると、削除しないということが決まってしまったということに対して私はいかがなものかと、委員会運営としていかがなものかというような感じがいたします。

申し訳ないですけれども、例えばこの報告は、一応は議長に出すわけですよね。議長を 通して全員に配付ということなんでしょうけれども、これはそういう経緯があったという ことを議長はお認めになって、これを配付したということで理解してよろしいでしょうか。 これを認めれば、そういうやり方が前例になると、ちょっと危惧しますけれども、よろし いですか。

花島議員 原子力安全対策常任委員会の一員として、この辺の事情は古川議員の言っていることはちょっと事実と反する部分があります。結論は早く出せという意見は、実はちゃんとありました。あったけれども、その意見は議論をもっと進めるべきという意見があり、その中でこういう文脈になった。

最初の案では、この件に関しては書いていなかったわけですが、もっとさっさと結論を 出すべきだという意見の方がそういう文書を入れると言ったので、そういう意見もあった し、先ほど古川議員もご承知にように、12月の末には再稼働というのは日程がもう既に上 がっているんですね。その前に、何も市議会としてアクションを起こさないというのは、 ただ見過ごすだけということになりかねないので、それで、かといって議論が進む前に議 会としての提案もできないということで、このような文章に私として提案して、4人の了 解を得ているということです。

ですから、議論が全くないというのは言いがかりもいいところで、ちょっとそれはおかしいと思いますよ。

それからもう一つ、結論を議会としていつ、どういうふうに着地点にするんだという意見は、確かに古川議員からありました。ですけれども、それを考えるにはやはりどういう議論の積み重ねが足りないというのは私もそうだし、委員長のほうも考えてもらっていると思います。

私自身は、原発反対ですから態度明確ですけれども、だからといって重大な問題ですので、早々に結論を出すべきだと思っていないし、仮に自分の思うような結論が多数決にならないで、結論というのは原発に対してですけれども、出ることが見えたとしても議論を十分する前に結論を出すべきだとは思っていないです。そういう面では、ぐずぐずすることなくどんどん議論を進めて、何ていうかな、行くべきだなと考えています。

同じようなことは市民に対しても言えて、懇談会をやって、非常に驚いたというのと違いますけれども、そうなのかと思ったことは、市民の方々があまり考えていなかったのが多かったということですね。ですから、議会の中だけじゃなくてということで、それを議会だけがやることじゃないですが、執行部も含めて市民に考えてもらうということも必要ということで、この報告書にしてあります。

結論、再度言いますと、古川議員が議論をしていないことを、何ていうんですかね、書いたというのは、ちょっと言い過ぎだと私は思います。

古川議員 私、先ほどそういう意見は確かにありましたということを申し上げました。ただ、 この報告書の中にそういう早めにとか、いつというようなことが入っていることが問題だ というふうに言っている。これはつまり一部の委員長のご意見なのか、副委員長のご意見 なのか分かりませんけれども、そういう個人的な意見が最後の最後にどーんと1つ追加に なってきたということを問題視しているんであります。

ですから、その議論があったというのは、そういう意見が出たので、私はそういう議論をしたほうがいいんじゃないですかということを提案したにもかかわらず、されなかった。それがされていないのに、ここにまた個人的な意見として入ってきたことを問題視をしているわけです。

以上です。

花島議員 何度も何度も個人的意見と言っていますが、まず議論された中身があって、それで 委員長、副委員長に文案は任されたわけですよね。それでかなり早めに全員にそれを配り ました。その結果として問題になっている文章の取っかかりになるものが入りました。そ れは、やはりそれだけでは委員会の議論の流れとしては違うでしょうということで、先ほ ど言いましたように議論を進めてという文章を入れたわけですよ。それをまた皆さんに配りました。

その結果、古川議員は異議があったかもしれませんが、6人のうち4人がそれでいいというふうになったわけです。

ですから、個人的ななんて言い方はやめてください。

古川議員 ですから、個人的な意見ではなくて、できれば委員会の総意にしたほうがいいと思うんですよね。だから、こういう語句に対してちょっと異議ありというふうに私はまたこれを見て申し上げたわけですから、新たに委員会を招集できる時間はあったんです、あったんです。それを申し上げましたらば、どうせ多数決採ってすぐ終わりですよと委員長はおっしゃいました。

だから、そうなんですかと。議論をした上で、じゃ、これについて異議があったから、もう一回ちょっとみんなで話しましょうと。その上で最終的に多数決だったら分かるんです。だから、多数決が悪いと言っているんじゃなくて、その前の部分が欠けてはいませんかというような話をしているわけです。

以上です。

花島議員 手続論的なことを言いますが、古川議員、自分がやってきたことと考えて、どうなんですか。例の百条委員会でそんな丁寧な議論をしましたか。ちょっとそういう手続論を 言うのはおかしいですよ。

自分はこの考えと違うんだと表明なさるのは、私は結構だと思います。

議長 これ大事なことですから、各議員のほうにこの報告案件は1回されましたよね。それで、 訂正されて、再度皆さんに配付があったかと思います、数日前に。ですから、その内容が 変わったことが配付されて、二、三日余裕があったですかね。そのときに再度、委員長あ るいは副委員長、古川議員、協議したんですか。

していないということは、それで、何のあれも、事務局のほうには連絡はなかったんで

すか。古川議員のほうからは。

- 事務局長 2回目を流して、最初の原稿で5時まででご意見を一応締め切って、その時点では 何も、それ以降は何も。
- 次長補佐 古川議員からの意見をいただきまして、委員長に、私のほうから現状を、委員長から直接古川議員とかに話をしていただいて、お話のほうはつけていただくというか、結論は出してくださいという話は委員長のほうにはしております。委員長から決まったという報告を受けております。
- 議長 この件は、その原子力安全対策常任委員会の委員から所属している委員会に対してのクレーム、こういうことで受け止めてよろしいんですか。そうでしょう。

だけれども、それはだから今、事務局のほうからも説明があったように、この時間を制限をして、それでその通告をしていると、していたんですか。受けていたんですか。

次長補佐 はい、委員長のほうには。

- 議長 これは、報告が委員長のほうに、正副委員長のほうに報告がされていたということなんですが、委員長どうなんですか、その辺は。
- 武藤議員 これに関しましては、3回ほど各委員の皆様に事務局から文案のこのような素案が 出ていますよというのが出ていまして、最終回は夕方5時までで締め切られております。 事務局に確認したんですけれども、午後5時まででどなたかから異論ありましたかと確認 したところ、ございませんでしたというので、それでは委員会として報告いたしますとい うふうな結論に至っております。

ですから、ちゃんと時間を区切ってそれまでの異議はないということというふうに僕たちは理解しております。

- 議長 どうもその辺がちょっと違うんですが、今委員長は午後5時までに各議員のほうからこの報告書に対して異議がなかったと認めたということなんですが、それは古川議員、どうなんですか。
- 古川議員 その5時までというのは、私と委員長がお話しした後なんですよ。後に、またこれ が流れてきたんです。これで決定しましたみたいな。

(「決定では出していない」と呼ぶ声あり)

古川議員 私には、ごめんなさいね、ほかの委員会の話。4対2で決定しましたということで電話かかってきたんですよ。ですから、それはおかしくないですかと。私、納得もしないし、了解もしませんよと言った後に、またその当然、だから、ということは削除されていないものがまた流れてきて、午後5時までにということだったんです。

だから、それに対してはまたそこで同じ話をしてもしようがないから、私はそれに了解はしませんよということは委員長には伝えましたけれども、その後にまた午後5時までと流れてきたんです。だから、それに対して異議、また、いやおかしいとまた言う必要があるのかなということで、それはしませんでした。

でも、その時点でその前に委員長には、その文章は私は納得しませんよ、了解もしませんよということはお伝えしました。

議長どうなんですか、その辺は。

武藤議員 古川委員にちょっと伝えたいんですけれども、僕たちこれ政治やっているんです。 政治なんですよ、私たち。政治というのは、多数決の論理なんですよ。だって、古川議員 が、これを早めにというのを削除すると言うと、ほかの4名の方は反対しますよ。結果と して報告書は出せません。だから、私は一人一人の委員に丁寧に皆様からのご意見を説明 したわけです。

そして、結果としてこれで問題ないんじゃないですかということですから、古川議員がこれを早めにと通したらば、ほかの委員、早めにというふうな表現をされたら、多分訂正出された方が笹島議員なんですけれども、笹島議員、どのようなご意見で出されましたか。君嶋議員からもいただいて、各委員からお話をちょうだいした結果の報告で、これは少なくても報告書なもんで、皆様方にお配りするような文言でありまして、市長とかにお配りするような提出案件でもございませんで、各皆様方にはご報告という内容になっております。

以上でございます。

古川議員 今、多数決の原理とおっしゃいましたけれども、私、多数決が駄目だと言っていないんですよ。きちんと議論をした上で、もう一回協議をして、賛成意見、反対意見出して、それで決まりませんから、多数決で決しましょうというんであれば私は納得するんですよ。 多数決駄目だと言っていませんよね、多数決ね。ちゃんと議論をしましょうと。

その委員会を開く時間があったわけですよ、二、三日。それを委員長はされなかった。 もしやったとしたって、どうせいきなり、開会します。賛成多数、多数決採ります、それ で決まっちゃいます。だから意味ないですよとおっしゃいましたよね。それを問題視して いるんですよ。多数決が駄目だとは言っていません。

議長 いろいろ意見あると思います。

それで、今話がありました一番最後の行ですか。「市議会としては、検討・議論をさらに深め、早めに議会としての考え方をつくっていくべきと認識した」、この辺に問題があるということでしょう。

これ各議員の皆さん、どういうふうに解釈するかなんですが、早めにということ、これは考え方いろいろあると思うんですが、当議会は来年の3月に折り返しに入る。そこで常任委員会も当然開催される。ですから、それまでに結論というふうに考える方もいると思うんです。あるいは、いや、そうじゃないという方もいると思うんです。どうもここにこう焦点が行っちゃって、これに対しての話合いだろうと思うんですが、これは皆さん、どう解釈いたしますか。

古川議員 皆さんにお聞きしていただいていいんですが、その前に先ほど私が言いましたとお

り、委員長のお考えは来年12月までにという明確な意思を持っています、という意味だそうです、この早めというのは、そう。だから、それは個人的な意見でしょうと。意見としては出てきたけれども、じゃ、そうしましょうという話はしていないでしょうということを私は申し上げている。

すみません、もう一つ。それで、この文書をもって来年3月以降の委員長にこれで申し送りをしますということなんですよ、おっしゃっているんですよ。ということは、今の委員会がこの早めにというのは、来年の12月までに議会として答えを出すということで申し送るんですよという意味なんだそうです。それはいかがなものですか。そういう議論はしていないでしょうという話なんですよ。

議長 それは委員会で発言、質問しているんですか。していないでしょう。これ初めてですよ、 我々聞くのは。そういう個人的な会話の中で当委員会、この報告で云々というのもいかが なものかな。皆さん、分からないでしょう。

だって、これ12月というのは、来年の12月と言いますけれども、原子力安全対策常任委員会というのは、今のメンバーというのは改選があるでしょう、来年。今お話があったそれを引き継いでということは、個人的なお互いの考え方と違いますか。そうでしょう。これはちょっといかがなものかな。

君嶋議員 私もこの今後の活動の提案という文章の中で、最初に送られてきたときには、「懇談会の中の」という下の4行、これは省かれていました。その後、送られてきたものの文章については、「この懇談会の中での原発は運転しないほうが」という文章の4行が入ってきて、その中に「早めに議会として」と。

だから、私が思ったのは、この4行を抜いて、「広く市民に考えてもらえる行動を執行部及び議会で進める必要がある」、この報告書で私はいいのかなと思ったんですが、その後、この4行が加わってきた。そこに、「早めに議会としての考えをつくっていくべき」というのがあったんで、委員長からの電話があったときには、この「早めに」という意味はどういうことでこの文章ができたかという話をしたら、来年の12月には原発再稼働が行われ、その前の判断だという話を委員長がされたんで、私はもっと議論を、この隣接市町村も含めたいろんな情報を取りながら、「今後も検討・議論をさらに深める」だけでの文章ではよろしいんではないかと、私はそういうふうに委員長には伝えました。

ただ、やはり賛成多数となると4対2になりますので、この文章で通させていただきますという話で、委員長からの話はそれで終わりました。

ただ、できればやはりその委員会が来年の3月に改選になっても、きちんとした市民に 考えてもらえる行動を、やはり議会としてもっと情報を提供しながら活動していく流れで いいんではないかという形で、私はそういう文章のままのほうがいいかと私は思っていま すけれども、数の賛成多数で4対2となれば仕方ないですけれども、できれば省いていた だきたい。「早めに」というのは抜いてもいいのかなと思います。 以上です。

笹島議員 いろんな取扱注意とかこれたくさんありますよね。この中で皆さんも読んでいただければ分かると思うんですけれども、この懇談会でいろいろな話が出ていました。それで、 我々議会としてもこれをまとめなきゃいけないということで4回もやっていると。私も何回も言いましたよね、同じように。

これ、まとめたと思うんですよね。それで我々委員は、いろんなことをもう4回もやっていますから、昼間やったり夜やったりと、非常に白熱した議論も出ていました。その中で最終的にはいろんな意見もありましたけれども、まとめていただいて、こういう結果させるのは委員長と副委員長にお任せしたという形を取っていると思うんですよ。

でも、これ全部この中で網羅していると思います。読んでいけば分かると思うんですけれども。最終的には、副委員長と委員長にお任せして、我々の委員会の総意ということだと私は思っておりましたけれども、違いますか。

古川議員 もちろんその修正だったり追加とかというのは、お任せをいたしました。お任せをいたしましたけれども、この全員協議会で報告の前に必ず見せていただきたいと、どういうふうに追加して、どういうふうに修正したんだか分かりませんから。それに対していただいたものをご異議というか、何かご意見がありましたらご連絡くださいというから、ここはどうなんでしょうということで連絡したわけです。

ですから、総意にはなっていないんじゃないですか。お任せはしましたけれども、全部 内容はいいですよ、我々はいいですから、お任せしてそれを出してくださいなんて言って いません。事務局にも言いましたよね、必ずこれが修正されたらば、全員のところに流し て、確認を取ってくださいということでお願いをしました。

それに対して異議を申し上げたわけです。それに対する答えが返ってきたときに、多数 決で決定しましたという言い方だったから、それは違うんじゃないですか。ですから、総 意ではないですよね、私から言わせれば。

### 議長 ちょっと待ってください。

これは個人的な意見、委員会をさておいて、個人的なこの意見でいろいろやっている。 その所属している常任委員会のメンバーから当委員会に対してのこの議論というのは、これは筋が全く違うと思いますよ、私は。各ほかの常任委員会から見たらばおかしなもんだろうと、こういうふうに思わないですか。私はそういうふうに思いますね。

それというのは、このメンバーの常任委員会の、原子力常任委員会のメンバーの中でこの再稼働に対して腹が出ているからこういうことになるんですよ。そういう個人的なことがもろに出ちゃっているから、こういうことになるんだろうと思うんですよ。あくまでも市民本位のそういうことでやっていただきたいな、私はそういうふうに思うんですけれども。

それと、これ早めにということは、どれぐらいの猶予があるのかというのも、これも皆

さんの受け止め方だろうと思うんです。期限を切っているということではないと思うんで すよ。

ただ、個人的には来年の12月まで、これ個人的なことと違うんですか。これをここで出すということが、私はいかがなものだろうと、私はそういうふうに思います。

この件の細かい話、今、話ししていることは、我々全然委員会には出席していても、こ ういう話は全くなかったでしょう、今の話は。初めて聞くんですよ、これ。

それに対して、さっきも私にも質問がありました。おかしなことでしょう、これは。質問するほうがおかしいですよ、全く分からないんですから。我々の前で発言をしているんじゃないんですから。

古川議員 ですから、私は異議があるので、経緯をこれ、「早めに議会として」というのが総 意として決まったものだとみんな多分思いますよね、これだけ見れば。ですから、こうい うふうになった経緯を私はご説明したわけです。

それに対して、委員会の中でどうのこうのということではなくて、そういうふうにして 決まったものを議長は、これ議長に多分報告をするべきものだと思うんですけれども、議 長はそれを今の経緯をお認めになって受け取られるんですかというのが、私の結論なんで す。私は経緯をご説明しただけなんです。

議長 経緯。だから、経緯というのは、これは最後のあれは何日でしたっけ、これ配付したの は。おととい。14日ということは、2日間猶予があったわけでしょう。その間にどうして、 そういう異議申立てをしなかったんですか。

(「しました」と呼ぶ声あり)

議長 したことは受けているんですか。

- 武藤議員 ちゃんと僕、皆様にファクスで5時までに異議のある方は、修正したい方は事務局 のほうに申し出てくださいと言って伝えてあります。結果として、事務局に確認しました ら、そのようなご意見ございませんでしたということで、私といたしましては、皆様方の 意見の総意としてこの文書を本日ここに提出したということになっております。
- 議長 今、双方から話がありましたね。常任委員会のメンバー、どうなんですか、それ、分かっていましたか。今、そういう話合いがあったということを。
- 君嶋議員 私は先ほど言ったように、委員長から電話があったのは、文書の内容、これでどうですかということで来たから、私は先ほど言った「早めに」という文章がなぜ入ったんですかという質問をさせていただきました。そうしたら、12月に、来年の再稼働を行う、その予定のためにということでこの文章が入ったんだと。でも、その前にもっと議論するべきで、できれば私は削除してもいいんじゃないのと。できれば、先ほど言った4行を抜いた前の文章でもおかしくないですかという話までしたら、4対2でもう大体皆さんの意見は伺っていますという話を委員長から聞いて、それで出しますということです。

議長ということは、その賛否を採ったわけだ。

(「個人的に」と呼ぶ声あり)

議長 個人的に。

武藤議員 賛否というのは、これ副委員長ともお話ししたんですけれども、各議員のご意向を確認したいということで各議員に電話で連絡いたしました。追加で、この前段の部分と「早めに」というのが入っているということでもって古川議員のほうから申出がありましたものを全員に伝えましたところ、全然問題ないですよということの確認を一人一人確認したところ、結果として4名の方がこれで問題ないということになっております。

議長 どうも個人的なことが入っちゃうんだもんな。

笹島議員 話がもう堂々巡りで、私はもうここら辺で委員長、副委員長がもう一生懸命やって くれたんだから、我々委員としても総意としてやはり納得、先ほど、皆さんの意見も聞い て、納得して出したわけですから、おしまいにしませんか。

議長 暫時休憩いたします。

休憩(午後0時08分)

再開(午前0時22分)

議長 それでは再開をいたします。

武藤議員 皆様方には貴重なお時間、誠に申し訳ございません。

先ほど、常任委員会の皆様と協議をした結果、この皆様のお手元の報告書の2枚目の後半の部分です。「早め」という文言2字を削除して、「適切な時期」という5文字追加でお願いしたいと思います。

一応委員会としての総意となっております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。 議長 質問者いかがですか。

古川議員 議論をした結果、こうなりましたんで、結構です。

議長 それでは、原子力安全対策常任委員会の報告について、ほかにはございますか。

寺門議員 各関係団体の方と懇談をされておりますので、例えば商工会さんですとか、懇談結果については、委員会として報告というのはされているんですか。

- 武藤議員 あくまでも、これは非公開での意見聴取との懇談となっておりますので、再稼働に つきましてのその団体としての賛成、反対、分からないなどというご意見は出ましたけれ ども、結論としてはヒアリングということで終わっておりますので、答えは聞いておりません。
- 寺門議員 各団体に確認をいただいて、必要ないということであれば出さなくて結構だと思いますけれども、要望があればやはり懇談した結果というのは、お知らせというのは当然の議会としても責務がありますので、その辺はよく確認をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(なし)

議長なければ、原子力安全対策常任委員会の報告については、以上でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長それでは、そのように決定をいたします。

この件については、私、議長職として皆さんに一言お話をしたいんですが、これはあくまでも各常任委員会で議論をして、皆さんの了解を取り付けて、そして報告をしているというのが通常の報告ではないかなと、私はそう思うんです。

ですから、そういう意味では所属の委員から、今回のような発言があるとうことについては、非常に私は残念に思います。今までこういうことというのはなかったんじゃないかな、私はそういうふうに思っております。しかも、個人的な意見をこの公の全員協議会の中で出てくるということ、この辺に私は非常に問題点があるのかな。皆さん、どういうふうに思いますか。

花島議員 いろいろ考えはありますが、基本的には各委員会が全員一致じゃなきゃ意見を出せないということではないと、私は思っています。その中で一定の議論は重ねた上で、多数の意見として結論が出る場合もあるというふうに思っています。もちろん各委員は、自分が少数意見を出す権利もあると思っています。

ですから、私自身は今回の常任委員会の経緯はちょっとよくなかったかなと思うところはゼロじゃないです。それはなぜかといったら、委員会を開催してくれと提案があったときに、開催すればよかった、単純に、と思いますが、でも、多数意見を委員長が聴取して、しかもあの1か所ですよね。それで、しかも代替で決まる案というのはお聞きしたとおりの内容ということを考えたら、それほどとやかく言う話ではないと、後になってからね、私は思います。

それと、古川議員が議論がないのに、議論がないのにと何度も言いました。それ違う、 全然。いろんな議論があっている中で、あの文脈にしたという私はつもりでいます。それ だけです。

ただ、私としては、委員の1人でも要求があったら、臨時の委員会を開くという基本ルールみたいなやつでよろしいかなと思います。実際、どうなっているか分かりませんが、そういうルールにしたらいいかなと思っています。

以上です。

議長ほかにありますか。

国山議員 今までのその経緯はやはり、私も委員会の委員長をしておりますが、全員のその中で話し合われていないことが全員協議会の場に上がってきちゃうということ自体がちょっと今回はいけなかったのかなと。やはり少数意見であったとしても、少数意見は意見なりの考えがございます。よく花島議員が少数意見もちゃんと反映させてくれという、文章に

してくれというのも言いますもんね。それもちょっと今回の場合には配慮がなかったのかな。ちょっとその部分は感じました。

常任委員会は、しっかり常任委員会で全員がまとまる必要はないですが、きちんとそこで皆さんが納得していただいたのを全員協議会に上げてきてもらうというのがやはり筋なのかなというのは思いました。

議長 いろいろなご意見あるかとは思いますが、今後、こういうことのないように私のほうからも皆さんにお願いをいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長それでは、この件については以上で、次に進めます。

大分時間が経過しておりますが、このまま続けてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、令和3年度第2回茨城県市議会議長会議員研修会への議員派遣についてご連絡をいたします。

研修会の出席者については、笹島猛議員、石川義光議員、原田陽子議員の3名の方を各委員会より選出いただきました。明日の最終日に議員派遣として本会議で報告をさせていただきます。

決定いたしました3名の方については、議員研修会によろしくお願いをいたします。 以上で全ての議事が終了をいたしました。

これにて全員協議会を終了をいたします。

閉会(午後0時31分)

令和4年2月22日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎